

2021 年度自治体要請キャラバン

社会保障の拡充を求める要望書 回答書

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 所得に応じて払える保険税にしてください。

今回(2021年4月)行った自治体要請キャラバン行動の事前アンケート結果によると、滞納世帯の割合が14.2%で前回の19.0%より4.8%低下しました。しかし、滞納全世帯の内、所得100万円未満の世帯の滞納が39.9%となっており、前回までの結果と同様に低所得者ほど国保税が高すぎて納められない実態です。また、コロナの感染拡大でやむなく会社を退職し、国保に入る方もいます。前年度の収入によって保険税が決定することからも、高すぎる保険税を所得に応じて払える保険税にするために、一般会計からの繰り入れを増やしていくことが引き続き必要です。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】

平成30年4月から国民健康保険制度が変更となり、埼玉県が財政運営の責任主体となっています。

埼玉県国民健康保険運営方針(第2期)では、保険税水準の統一や標準保険税率の算定方法等が示されており、その中では、所得割と均等割の2方式を採用することが明記されています。

当町では、この運営方針や標準保険税率を参考に、杉戸町国民健康保険運営協議会に諮問し、議会の議決を経て、税率を決定することになります。

なお、低所得の方への対策として、平成28年度より7割、5割、2割の軽減拡大を実施しております。独居で7割軽減の方の場合では、医療分と後期高齢者支援金分で年間10,800円となり、1ヶ月に換算すると900円の応分の負担となっているところです。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】

6月11日に「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険等の一部を改正する法律」が公布されましたので、条例改正などを進めてまいります。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】

埼玉県国民健康保険運営方針では、決算補填目的の法定外一般会計繰入金を削減・解消すべき赤字と定めており、赤字市町村には、令和8年度までに赤字を解消する段階的な目標を設定するよう求めています。

国民健康保険を将来にわたって安定的に運用し、持続可能な制度とするためには、保険税や公費負担による収入と、保険給付等に係る支出の均衡が取れていることが重要でありますので、一般会計からの決算補填目的の法定外繰入につきましては考えておりません。

(2) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

今回のアンケート結果では、滞納世帯が 18 万 2781 世帯ありましたが、減免はその内 1 万 830 世帯で、これは滞納世帯の 5.9%にすぎません。

また、国が行った新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免制度では、県内 62 市町で 1 万 6247 世帯の申請があり、その内 1 万 4594 世帯、総額 24 億 6817 万 8496 円の減免が行われました。現在もコロナ禍にあることから、2021 年度も国保税コロナ減免を実施してください。

- ① 保険税免除基準を生保基準の 1.5 倍相当に設定するなど、申請減免制度を拡充してください。

【回答】

減免制度については、規則等の定めるところにより、納税相談等を通して、申請者の個々の状況や、生活実態等を十分に把握したうえで総合的に判断し、適正に対応しております。

また、国の基準に基づき 7 割・5 割・2 割の割合で軽減しており、新たに基準が改正された場合には、順次、対応して参ります。

- ② 2021 年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を実施し、広く周知することや国の基準を緩和するなど申請しやすい制度にしてください。

【回答】

令和 3 年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対して減免を行うことといたしました。納税通知書に減免制度のご案内や町ホームページへの掲載など、周知を図ってまいりたいと考えております。

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

生活保護基準以下の生活を強いることのないように、医療費の負担を軽減する制度は重要です。窓口負担の軽減制度の拡充を行なってください。

- ① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍相当に、病院等窓口負担の減額・免除制度の拡充を行なってください。

【回答】

国民健康保険法第 44 条に基づく一部負担金の減免につきましては、規則等の定めるところにより、納税相談等を通して、申請者の個々の状況や、生活実態等を十分に把握したうえで総合的に判断し、対応しております。

- ② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】

減免等の申請書は住所、氏名、申請事由など、必要最低限の記載内容となっております。また、申請の際には、担当者と相談のうえ、説明を受けながら申請書の記載をお願いしております。

- ③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】

国民健康保険法第 44 条に基づく一部負担金の減免につきましては、事前の審査等が必要であり、また、医療機関における対応も煩雑になることから、会計窓口での対応は難しいと考えております。

(4) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

昨年から続くコロナ禍にあって、今年度もこれまで以上に地域経済の低迷や中小企業、自営業者の経営は死活的な状況です。このような時に、滞納処分や保険証を取り上げる事は受療権を奪うことにつながります。滞納世帯の生活を再建し、支援する事で、納税者となることができます。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、地域の住民と行政との信頼関係が構築できます。安心と信頼の地域社会づくりを行なってください。

① 住民に寄り添った対応を行ってください。

【回答】

国保税の徴収については、納税者の生活状況に応じ、滞納処分の執行停止や納税の緩和制度の規定に基づき、柔軟に対応しております。

また、納税相談においても、長引くコロナ禍で離職や収入減などの事情により相談に来られる方が多いことから、滞納者の生活実態の聴き取りや、個々の実情を十分把握するとともに、生活支援する部署との連携を図っております。

今後も、これらを通して、生活収支の見直しの提案や、相談専門機関につなげることで、納税における信頼関係を構築することに加えて、滞納者の生活再建に資するよう取り組んでまいります。

② 給与等の全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害行為であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から生存権的財産である最低生活費を保障してください。

【回答】

差押え等の滞納処分を執行する際には、国税徴収法の差押禁止財産や、差押禁止額（最低生活費の保障）を除くことは無論のこと、滞納者の生活状況や個々の実情を十分把握したうえで行っております。

今後も、滞納処分の執行停止や納税の緩和制度の規定に基づき、納税者の生活状況に応じた国保税の徴収に取り組んでまいります。

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】

差押え等の滞納処分を執行する前に、来庁要請や差押の予告を行い、十分に滞納者との交渉の機会を設けて、できる限り分割納付などに繋げる交渉を行っております。

④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】

平日に納税相談が難しい滞納者のために、毎月、日曜窓口、夜間窓口を設けており、交渉の機会を増やすことで、滞納者の生活実態の把握に努めております。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2021 年のアンケート結果では資格証明書が 22 市町で 676 世帯、短期保険証は 6 市町で 1 万

4603 世帯、2 万 4866 人の被保険者に発行され、保険証の窓口留置は 2,780 世帯になります。保険料の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に正規の保険証は交付をお願いします。保険証がないことで手遅れ受診につながった事案があとをたちません。納税などの条件を設けることなく正規保険証は発行される必要があると考えます。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】

保険税の納付が困難な人にも、被保険者証又は短期被保険者証を交付しておりますので、国保加入者はいつでも保険診療は受けられることは周知されているものと認識しております。

なお、短期被保険者証については、保険税を一定の期間滞納している世帯主に対して、納付相談の機会を確保するために交付しているもので、有効期間は 6 か月としております。

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】

不在の場合は、「郵便物等のお預かりのお知らせ」により、郵便局に一定期間保管され、保管期間内であれば指定された郵便局で受け取っていただくことが可能です。

もし、郵便局での保管期間を過ぎた場合には、町に返却されてしまうため、居所不明の調査を行い、保険証保管通知によりお知らせしています。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】

現在、資格証明書は発行しておりません。

(6) 傷病手当金を支給してください。

昨年度から新型コロナウイルス感染症対策として、傷病手当金の支給に関する条例改正についての事務連絡が発出されました。2021 年アンケート結果によれば 2020 年度は 44 市町で 277 人が申請し 272 人が受給されました。傷病により休業を余儀なくされた場合の傷病手当金の支給は、国保に加入する被用者およびフリーランス、個人事業主などの切実な要求です。

① 傷病手当金の支給を 2021 年度も実施してください。新型コロナウイルス感染症対策の一環としての、時限的な措置だけではなく、恒常的な施策として条例の改正を行ってください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金につきましては、令和 3 年 9 月 30 日まで支給することができるよう規則の改正を行いました。今後も、新型コロナウイルスの感染状況により国から財政支援について通知が送付されてきた場合には、適宜対応してまいります。

② 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】

被用者以外の方、いわゆる個人事業主などの方への傷病手当金の支給については、自治体での対応に格差が出ないよう国が推進し、国から自治体へ財政支援を行うものと考えており、国の動向を注視して参ります。

(7) 国保運営協議会について

- ① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答】

当町の国民健康保険運営協議会の委員については、公益を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、被保険者を代表する委員で構成されています。

被保険者代表の委員は、各地区より推薦いただくことにより、町内全域を均一的に選任されており、地域の偏りをなくすためにも現状の推薦制を維持したいと考えています。

- ② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】

平成30年度より国民健康保険の財政運営の責任主体を都道府県に移行されたところですが、資格管理（被保険者証等の発行）・保険料率の決定・賦課・徴収・保険給付・保健事業等については、引き続き市町村が行うこととされています。

また、国民健康保険法第11条では、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議させるため、都道府県及び市町村にそれぞれ国民健康保険事業の運営に関する協議会を置くこととされており、杉戸町の運営協議会は引続き存続され、町民の意見が反映されるものとなっております。

(8) 保健予防事業について

2020年度はコロナ禍にあつて特定健診受診率が低下しています。今年度は感染防止に留意した上でどのような対策を講じて目標値の達成を実現するのか、具体的な対策と、計画を教えてください。

- ① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】

本人自己負担の無料化につきましては、特定健康診査の検査料金が1件当たり約1万円の費用がかかっており、受益者負担の原則のもと、無料化を行う予定はありません。

- ② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】

毎年、8月から10月の集団検診時には「がん検診と特定健診」が同時に受けられるよう実施しています。この集団検診においては、インターネット予約を取り入れ、被保険者の方の利便性の向上を図っております。

- ③ 2021年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】

人工知能技術を用い、特定健康診査対象者の健康意識や過去の受診履歴などのデータを基に、勧奨対象者を7つのタイプ別に分類し、各グループに最も効果的な受診勧奨通知をお送りします。

- ④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】

保健予防事業の遂行のために取り扱う個人情報は、個人の重要な財産であると認識し、

個人情報保護に関する法令や杉戸町個人情報保護条例等に基づいて、適正に管理し、厳重な注意を払っております。

また、一部の業務を外部に委託する場合には、委託先と個人情報取扱注意事項を含めた業務委託契約を締結し、適切な監督を行います。

2. 後期高齢者医療について

第204回国会で75歳以上の方の医療費負担が、所得により1割から2割負担に2倍化される法案が提出され2023年10月以降に実施する計画が進行しています。75歳以上の方を対象に私たちが行ったアンケート調査では、回答された方の30%近い方が受診科や通院回数を減らすなどと回答しています。受診抑制が強く懸念されます。

(1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】

後期高齢者医療制度のあり方につきましては、毎年、埼玉県後期高齢者医療広域連合から全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、国に要望を行っております。また、窓口負担のあり方につきましても、高齢者が必要な医療を受ける機会が確保されるよう、疾病、生活状況等の実態及び所得状況等を考慮し、被保険者に十分な配慮をすることを国に要望しております。

なお、窓口負担2割化につきましては、団塊の世代が後期高齢者となり始めることで、必要とされる保険料総額も急速に増加していくことが予想されます。その一方で、現役世代の支援も限界に近づいており、若い世代の負担を少しでも減らしていくことも、重要な課題となっております。そのような状況の中、高齢者の生活への影響と医療制度の安定的運営に配慮したものと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

(2) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】

現在、後期高齢者の健康診査の実施と歯科健診結果を活用したフレイル対策を行い、高齢者の健康状態の把握に努めております。

今後、保健事業と介護予防の一体的な実施を進めていく中で、医療機関の受診の有無や健康診査の受診の有無など総合的な判断に基づき、高齢者への見守りや健康状態のさらなる把握に努めてまいります。

(3) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】

健康長寿事業につきましては、宿泊施設への補助を年度内2泊まで、1泊につき2,000円を助成しております。厳しい財政状況の中でございますが、利用補助を維持してまいります。

(4) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】

特定健診につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者医療の被保険者を対象に、健康診査を実施しております。令和2年度から無料で受診できるようになり、令和3年度も引き続き無料で受診できるようにしております。

次に人間ドックへの補助につきましては、高齢者の健康の保持増進を目的として、年度内1回、30,000円を上限として助成しております。受益者負担の観点から、検査費用と助成額の差額につきましては、本人負担とさせていただいておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

また、ガン健診につきましては、保健センター事業として実施しており、70歳以上の方は受診費用が免除になっております。

なお、歯科健診につきましては、埼玉県後期高齢者医療広域連合で、前年度75歳または80歳の被保険者を対象に、歯科健康診査を実施し、無料の受診券を交付しております。

3. 地域の医療提供体制について

コロナ禍にあって地域住民のいのちを守る地域の医療機関への期待が高まっています。国や県が進める地域医療計画による再編・統合・縮小ではなく、地域医療の整備・拡充こそ必要です。

(1) 地域の公立・公的病院、民間病院の拡充が必要です。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】

急速な高齢化の進展による医療需要の大きな変化が見込まれる中、地域ごとに異なる条件や実情を踏まえた将来の医療提供体制に関する構想を定めることが医療法により規定されております。町といたしましては、国や県の地域医療構想についての動向を注視しながら、情報収集を行ってまいります。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】

医療従事者の確保につきましては、埼玉県において埼玉県地域保健医療計画を策定し、医療従事者の確保に取り組んでいます。主な取組として、埼玉県総合医局機構による一元的な医師確保対策の推進、医師の地域偏在・診療科偏在の解消、若手医師が安心して地域医療に従事できる環境の整備、看護職員の養成や働きやすい職場づくり支援等による離職防止・定着促進等を行っております。

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

コロナ禍にあってなかなか収束が見えない状況が続いています。しかも感染力が強い変異株の拡大が脅威となっています。

(1) 保健所や保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】

町では、保健センターが新型コロナウイルス感染症の相談窓口となり、相談に対応するほか、ワクチン接種の実施、感染拡大防止の呼びかけ等に取り組んでいるところです。保健師につきましては、健康づくり・保健予防活動の推進等に係る町の施策や業務内容に応じて適正に保健師を配置してまいります。

(2) 医療機関や高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を定期的に頻回に行ってください。

【回答】

複数名の感染者、濃厚接触者又は有症状者がおり、かつ、集団感染の可能性を疑わせる集団であって、重症化リスクが高い集団や感染拡大リスクや社会的影響が大きい集団は、埼玉県における「新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑われるものに対する検査に関する指針」に基づき、無症状の方に対するPCR等検査の拡大について適切に実施することとされております。これにより、県の判断により必要な検査が幅広く実施されているものと理解しておりますが、感染の拡大状況や県の対策の動向等を注視しながら情報収集を行ってまいりたいと考えております。

また、杉戸町では、第3波の新型コロナウイルス感染拡大の緊急対策として、町内の介護サービス事業所に対して、無料でPCR検査を実施しました。埼玉県や公益財団法人日本財団が高齢者施設や介護サービス事業所に対して支援を行っておりますので、関係機関に周知してまいります。

保育園や杉戸町立小・中学校においては、今後も感染対策への徹底した取組を行っていくことで、感染防止を図ってまいります。

- (3) 無症状者に焦点をあてた大規模なPCR検査を行ってください。

【回答】

無症状者に焦点を当てた幅広い検査につきましては、埼玉県においてモニタリングPCR検査を拡充して実施しており、そのデータを分析することで、感染拡大の予兆探知及び感染源の把握によって感染再拡大を防止する取組を行っております。町におきましては、今後の感染拡大の動向やワクチンの接種状況、国や県における取組を注視しながら、必要に応じ連携してまいります。

- (4) ワクチン接種体制の強化をお願いします。

【回答】

ワクチン接種を希望される方には、1日も早く安全にワクチン接種をお受けいただけるよう、医師会等の関係機関と調整を図りながら、接種体制の強化を進めます。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

アンケート結果によれば2021年度の介護保険料の改定で、据え置きが12自治体、引き上げは44自治体(平均年額5,255円増)がありましたが、7市町村では平均年額1823円の引き下げを実施されました。引き続き、次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】

介護保険料の算定は、介護保険事業計画の3年度を単位とした計画期間ごとに、給付実績及びサービス費用などの見込み額等に基づき、3年間を通じて財政の均衡を保つことが出来るように設定するものです。

当町の第8期の介護保険料の設定につきましては、先日算定して、基準額(年間)で51,200円(月額4,261円)から55,700円(月額4,639円)へと4,500円の上昇となりましたが、県内5番目に安い保険料となっております。

次期保険料については令和5年度に令和3～4年度の給付状況等を鑑みて算定してゆき

たいと考えております。

2. **新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免を実施してください。**

コロナ禍による影響で困窮する世帯に実施した 2020 年度の介護保険料減免の実施状況を教えてください。2021 年度も実施してください。

【回答】

コロナ禍による影響で、令和 2 年中の営業収入等が前年比 3 割減の見込みがある方等に対して令和 2 年 2 月～令和 3 年 3 月に納期がくる介護保険料につき、介護保険料の減免を行った結果、9 名 496,500 円の減免となりました。令和 3 年度保険料につきましても同様の減免を行う予定です。

3. **低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。**

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】

介護保険料の減免制度につきましては、災害等による被害や著しい収入の減少等による保険料徴収猶予や減免のほか、一定の低所得者については、町独自の保険料減免制度を実施しております。更なる拡充は考えておりません。

4. **介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。**

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】

要介護度状態別に介護保険で利用できる在宅サービス等の給付上限は、令和元年 10 月利用分から引き上げられました。町独自で助成することは考えておりません。

(2) 2 割、3 割負担となった利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】

介護保険の負担割合は通常 1 割ですが、所得が多い方に対しては、2 割負担もしくは 3 割負担をお願いしています。これは負担能力に応じた制度であり、平成 27 年度より 2 割負担、平成 30 年度より 3 割負担ができました。このような方が負担増により利用抑制されているという認識はなく、現在町が独自に助成することは考えておりませんが、今後このような情報には注視してゆきたいと考えます。

5. **看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。**

【回答】

低所得者を対象に居住費・食費を軽減する特定入所者介護サービスは、特別養護老人ホーム等の介護保険施設において適用され、グループホーム等は対象となっておりません。現在、町独自で助成することは考えておりませんが、低所得の方が支払う認知症対象型共同生活介護等の介護サービスの一部負担金に対して 25% を助成する町独自の制度がございます。この制度は埼玉県内でも手厚い支援となっており、一助になっていると考えてお

ります。

6. 新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

- (1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】

町内の介護サービス事業所や高齢者施設がコロナ禍の影響により経営が悪化し、休業や廃業した事業所や相談はございません。

事業者から相談があった場合は、福祉医療機構における融資制度の活用や雇用調整助成金の活用など、ご案内してまいりたいと考えております。

- (2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】

高齢者施設や介護サービス事業所へのマスクや手袋、消毒液などにつきましては、埼玉県と連携して、定期的に無料で提供しております。杉戸町におきましても、不測の際には必要に応じて、必要な物資の提供に努めてまいります。

- (3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的なPCR検査を実施してください。

【回答】

高齢者施設等に入所・入居している方及び施設従事者の方につきましては、施設内における新型コロナウイルスのクラスター発生を早期に抑制する観点から、令和3年5月24日付けで町内の高齢者施設等に通知を送付し、接種希望者及び接種スケジュール等の取りまとめを行いました。その結果、6月1日より医師等が当該施設に出向いてワクチン接種を実施する「巡回接種」を開始しました。

PCR検査の実施につきましては、令和3年3月に町内の介護サービス事業所の職員を対象に無料で検査を実施しました。現在では、埼玉県や公益財団法人日本財団が高齢者施設や介護サービス事業所に対して支援を行っておりますので、関係機関に周知してまいります。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】

特別養護老人ホームにつきましては、第7期介護保険事業計画に位置付け、令和3年8月に整備できるよう推進したところです。第8期介護保険事業計画においては、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備を計画に位置付け、施設整備に努めているところです。今後につきましても、計画に基づき基盤整備に努めてまいります。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】

杉戸町におきましては、高齢者の総合相談窓口として、身近な場所で支援が行えるよう平成31年4月に地域包括支援センターを新たに設置しまして、現在では3カ所となっております。

り、計画的に整備を進めております。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1、障害福祉事業所と在宅障害者・家族に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等をおこなってください。

- (1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を事業所に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】

令和2年度につきましては、埼玉県と連携して、アルコール消毒液やマスクなどの衛生用品を町内の各事業所に配布いたしました。今後につきましては、各関係機関と情報共有や連携を図りながら、対応を検討してまいります。

- (2) PCR検査を徹底し、自宅での経過観察ではなく、入院できる体制確保してください。

【回答】

近隣の3市2町（蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町及び杉戸町）で構成される埼玉葛北地区地域自立支援協議会において、埼玉葛北圏域における新型コロナウイルス感染症の対応状況等について、埼玉県幸手保健所と意見交換をしました。

現時点では、障がい者や施設職員に対する町独自のPCR検査の実施の考えはありませんが、幸手保健所などの関係機関と連携し対応を検討してまいります。

- (3) 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

【回答】

当町といたしましては、近隣の3市2町（蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町及び杉戸町）で構成される埼玉葛北地区地域自立支援協議会及び基幹相談支援センター並びに令和2年度に同協議会の圏域で共同設置した地域生活支援拠点「オリーブ」において、障がい者施設からの相談に応じるなど、各種の支援を行っております。

また、当町を含む埼玉葛北の圏域では、自立支援協議会が活発に活動しており、協議会に各事業所も参画して、行政と一緒に施設職員の研修や勉強会を実施するなど、様々な施策を展開しており、町の大きな強みとなっていると認識しております。

そこで、自立支援協議会の枠組みを活かして、圏域内で施設の人材確保やサービスの向上が図られるよう、協議してまいりたいと考えております。

- (4) 入院できる医療機関が少ないため、障害者への優先接種を行ってください。バリアフリーの関係、新しい場所への不安から、ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】

障がい者へのワクチン接種ですが、障害者施設に入居・入所している方につきましては、高齢者施設に入所・入居している方と同様に、施設内における「巡回接種」ができるよう調整しています。

また、障害者施設を利用していない障がい者の方につきましては、福祉課と連携し、集団接種会場において合理的配慮のもとに接種が受けられるよう検討しているほか、かかり

つけ医による「個別接種」についても医師会等の関係団体と調整を進めております。

2、 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

- (1) 障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況・具体的な取り組みを教えてください。

【回答】

当町は、近隣の3市2町（蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町及び杉戸町）で構成される埼玉北地区地域自立支援協議会の枠組みを活かして、令和3年3月22日に地域生活拠点「オリーブ」を設置しました。

今後、地域生活支援拠点「オリーブ」を中心に、障がい者やその御家族、基幹相談支援センター、相談支援事業所、通所施設及び入所施設等の各関係機関の御協力を頂きながら、緊急時の受け入れ対応及び体験の機会・場の提供並びに地域の課題解決に向けた協議をしてまいります。

- (2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】

当町を含む近隣の3市2町（蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町及び杉戸町）では、令和3年度より新たに、地域生活支援拠点「オリーブ」の整備や運営に係る予算を計上しております。

町の財政状況を踏まえると、新たな施設整備についての町の独自補助は困難ですが、今後とも、埼玉北地区地域自立支援協議会の枠組みを活用し、行政や障がい福祉サービス事業者等の様々な関係機関と連携しながら、圏域全体でサービスの充実に関する協議や検討を進めてまいります。

- (3) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】

地域生活支援拠点の取組として、障がい者やその御家族、相談支援事業所、通所施設及び入所施設等の各関係機関の御協力を頂き、緊急時の受け入れの体験利用を実施しました。

また、療育手帳所持者の中でも等級の重い方で、これまで障がい福祉サービスの利用がなかった方につきまして、実態を把握するため、訪問調査を実施しました。

今後とも、各関係機関と連携しながら、地域生活支援拠点「オリーブ」での地域における居住支援の整備に向けた取組を進めるとともに、訪問調査や意識調査等を実施し、障がい者やその御家族等のニーズを踏まえながら検討を進めてまいります。

3、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

- (1) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答】

当町は、近隣の3市2町（蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町及び杉戸町）で構成される埼玉北地区地域自立支援協議会の枠組みを活かして、令和3年3月22日に地域生活拠点「オーリーバ」を設置したところです。

また、これまで地域生活拠点プロジェクトの一環として、入所施設又はグループホームの緊急的な利用を想定した体験利用の取組を実施してまいりました。

今後は、地域生活支援拠点「オーリーバ」と連携して、障がい者本人やその御家族の状況を把握し、地域における暮らしの場の提供を図るなど、地域における居住支援の取組を推進してまいります。

- (2) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】

老障介護などに関する支援につきましては、地域包括支援センターなどの関係機関から、御質問のようなケースに関する連絡が入りました場合には、福祉課でも実態を確認し、ケースごとに、役場庁内の各課、医療機関、事業所若しくは埼玉県東部中央福祉事務所又は埼玉県幸手保健所などの関係機関と連携した支援につなげるなどの取組を実施しております。

また、当町では、障がい者に関する困りごと相談会を、杉戸町障がい者協議会などの関係団体の御協力を頂いて、毎月開催しております。

このような機関を捉えて、家族の孤立化予防に努めるとともに、関係機関との連携を密にしながら、実態の把握に努め、障がい者福祉のより一層の推進を図ってまいります。

- (3) 障害者支援施設（入所施設）利用者の中で、土日等利用して帰省しているケースを把握していますか。在宅者同様に障害福祉サービスを利用できるようにしてください。

【回答】

障がい福祉サービスにつきましては、障害者総合支援法に基づき実施されており、施設入所支援と他のサービスが併用できない場合があります。障害者支援施設（入所施設）利用者、帰省時の御家庭の状況を勘案し、障がい福祉サービス及び他の制度の利用も含めて、御本人及び御家族の状況に即した支援を実施してまいります。

4、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

重度心身障害者医療費助成制度について、埼玉県の補助要綱の見直しに伴い、年齢制限につきましては平成27年1月1日、所得制限につきましては平成31年1月1日より県と同様の対象者といたしました。

当町では、重度心身障害者医療費助成制度を県補助事業として実施しているため、県と同様の対象者としております。そのため、年齢制限並びに所得制限につきましては、撤廃は考えておりません。なお、重度心身障害者医療費助成制度の所得制限につきましては、支給停止中の方も含め、毎年、所得審査を行います。審査の結果、支給決定となった場合

は、「受給者証」を発行し、支給停止となった場合は、「支給停止通知書」を送付して御本人へお知らせします。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】

重度心身障害者医療費助成制度についての現物給付方式は、平成23年10月から町内医療機関、及び幸手市の東埼玉総合病院を対象に実施しております。なお、近隣市町への広域化については、早期実施に向け現在検討中です。詳細が決定した際は、対象者に通知するとともに、広報等でお知らせいたします。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】

重度心身障害者医療費助成制度について、埼玉県の補助要綱の見直しに伴い、平成27年1月1日より県と同様の対象者といたしました。

当町では、重度心身障害者医療費助成制度を県補助事業として実施しているため、県と同様の対象者としております。そのため、精神障害者手帳1級の精神病床の入院費用助成、及び精神障害者手帳2級所持者までの対象拡大については考えておりません。

しかしながら、64歳までに精神障害者手帳2級を取得した方につきましては、65歳に到達し、後期高齢者医療制度の障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入された場合は、重度心身障害者医療費助成制度の対象になりますので、該当する方へお知らせしております。

なお、後期高齢者医療制度の障害認定を受けた精神障害者手帳1・2級の方が、精神病床に入院した場合の一部負担金は、助成対象となっております。

- (4) 行政として、二次障害（※）について理解し、援助をするとともに、二次障害の進行を抑えるため、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する**二次障害**（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

【回答】

障がい者御本人の二次障がいも含めた障がい状況の把握に努め、医療機関等の支援機関が適切な支援ができるように周知、啓発をしていきます。

- 5、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】

障害者生活サポート事業につきましては、当町では既に実施しております。

(2) 実施市町村においては、県との割合負担以外の自治体独自の持ち出し金額を教えてください。

【回答】

町独自の持ち出しはありません。

(3) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】

生活サポート事業は利用者の要望に柔軟に対応するサービスを提供することを目的としていますが、障害者総合支援法や介護保険法のサービスが優先されます。利用に際しては、制度の趣旨を御理解頂きながら利用を頂いております。

(4) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】

県の補助額は人口規模による定額のため、当町の負担割合が多い状況です。そのため、現時点では成人障がい者の利用料軽減は考えておりません。

(5) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】

県への補助増額等については、機会を捉えて要望してまいりたいと考えております。

6、福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

(1) 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

【回答】

当町においては、初乗り料金の改定を受け、令和2年度より配布枚数を最大36枚へ増やし、交付しております。

福祉タクシー制度は、県内市町村とタクシー業者の一括協定で行われており、県内統一の運用となっておりますので、現状では100円券の導入は困難です。

(2) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】

当町における福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は、所得制限や年齢制限は設けておりません。また、介助者につきましても、対象者の付き添いとして同乗する場合において利用を認めております。

(3) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】

福祉タクシー制度については、県内市町村とタクシー業者の一括協定で行われており、

県内統一の運用となっております。県の補助事業の復活については、機会を捉えて要望してまいりたいと考えております。

7、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、災害種類毎のハザードマップの普及も含め、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】

避難行動要支援者登録制度の対象者は、障がいをお持ちの方、高齢の方、介護が必要な方、支援が必要な方となります。家族がいても本人が希望すれば登録することは可能です。

また、登載者の避難経路は、各自で日頃からハザードマップで危険な場所と安全な避難経路を確認することが重要になります。自分が暮らす地域のハザードマップの確認をお願いします。町においても、避難場所を含めバリアフリー化に努めます。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】

町では、福祉避難所はすぎとピアや民間の社会福祉法人施設を2カ所、合計3か所を予定しています。有事の際、避難行動要支援者は地域の方と一緒に近くの避難所に避難していただくこととなります。

その後、支援が必要な場合、福祉避難所に移動していただきます。まずは近くの避難所に行き、安全面の確保に努めていただきたいと思いますと考えております。

なお、福祉避難所を登録制とする予定はありませんが、避難行動要支援者名簿を活用し対象者の把握に努めます。

- (3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】

救援物資の配付方法は、避難所にて各地域の自主防災組織やボランティアより、避難者に配付を予定しています。

避難所以外に避難されている方も、安否確認をかねて避難所に来ていただきたいと思いますと考えております。

- (4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】

避難行動要支援者名簿には、平常時の情報提供に同意した方だけの名簿と避難行動要支援者すべての方を登録した名簿の2種類があります。

災害時において、避難行動要支援者を災害から保護するために特に必要がある場合は名簿を提供します。

- (5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】

災害時、自力での避難が難しく、避難行動に支援を要する災害弱者については、地域での支援・協力体制は必要が不可欠です。災害や新型インフルエンザ等感染症対策については、必要に応じて対策本部を設置し、全庁一体となって取り組んでまいります。また、国や県の保健所機能の強化についての動向を注視しながら情報収集を行ってまいります。

8、福祉予算を削らないでください。

コロナ危機の中で、障害福祉関連事業の新設、削減、廃止、などの動きがありますか。コロナ禍にあって、適切な財政支援を行ってください。また、削減・廃止の検討がなされているところでは、当事者、団体の意見を聞き、再検討してください。廃止されたものについては復活をしてください。

【回答】

当町における障がい者福祉に係る令和3年度当初予算の総額は、10億9,297万8千円であり、令和2年度当初予算9億5,230万2千円と比較して1億4,067万6千円、14.8パーセントの増額となっており、必要な予算措置を講じて、障がい福祉サービスの充実に努めております。

また、近隣市町と共同で設置している埼葛北地区地域自立支援協議会において、障がい者当事者の方や障がい福祉サービスを提供している各種事業所などの関係機関と連携し、コロナ禍における支援の在り方なども検討しております。

さらに、コロナ禍により障がい者と対面によるサービスの提供が困難となっている状況を鑑み、やむを得ず電話等による代替支援を行った場合は、通常の実施を行ったものとして、補助金（介護給付費又は訓練等給付費など）の給付対象として取り扱う等の措置を講じております。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

- ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】

令和3年4月1日時点において、希望した保育所に入れない方を含めた保留児童が13名となっており、そのうち5名が待機児童となっています。

- ② 既存保育所の定員の弾力化（受け入れ児童の増員）を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】

令和3年4月1日時点において、町内3カ所の保育所で定員の弾力化による受入れを行っています。また、当該保育所の年齢別の受け入れ児童総数は、0歳児11名、1歳児32名、2歳児60名、3歳児48名、4歳児61名、5歳児60名となっています。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】

現在、令和5年4月の開所（園）に向け、新たな認可保育所の整備について準備を進めています。

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】

町は、個別の支援が必要な児童に対して、可能な範囲ではありますが、専任の保育士を配置し保育を行っております。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

現時点で町内にある認可外保育施設が認可施設に移行する計画はありませんが、施設の整備を行う際には、国の交付金等を最大限に活用したいと考えています。

2. 新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るためにも、ひとり一人の気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を行うためにも少人数保育のための予算を増額してください。

【回答】

保育園や幼稚園は、特に感染拡大リスクや社会的影響が大きい施設であることから、現在、新型コロナウイルス感染症の予防や感染拡大対策について、細心の注意を払いながら、保護者の皆様との連携を密にし、徹底した対策に努めているところです。具体的には、密閉空間や密集場所、密接場面のいわゆる「三つの密」を避ける行動や、文部科学省が示す「新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」などを参考に、保育室の常時喚起やクラスを分散しての保育対応、玄関先での園児の受渡し、また、食事の際は、対面を避け、テーブルの配置を工夫するなど、感染拡大に十分留意しながら、各種対策を講じています。

今後においても、国や県の方針や感染拡大の状況等を注視しながら、感染防止対策の徹底に努めていきます。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】

待機児童の解消を図るために保育士を確保する取組は、大変重要であると考えています。

私立園に関しましては、保育士等の処遇改善に関する費用が子どものための教育・保育給付交付金に含まれており、また、公立園は、会計年度任用職員制度の導入により処遇が

大幅に改善されました。今後も国や県と連携を図りながら、引き続き保育士の確保に努めていきたいと考えています。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食料費（副食費）が保育料から切り離され、2019年10月より「実費徴収」される事態になってしまいました。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】

3歳児以上の児童に係る給食食材費（副食費）は、幼児教育・保育の無償化以前においても、保育料の一部として保護者に負担していただく費用でした。現在、幼児教育・保育の無償化が始まり、副食費に関する費用の負担方法が実費徴収に変わりましたが、これまでと同様、引き続き保護者に負担していただく予定です。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】

現在、認可外保育施設として届出されている施設は、町内に2か所存在しています。当該施設に対しては、「杉戸町認可外保育施設指導監督実施要綱」に基づく指導監督を行うこととなっており、安心安全な保育の実施に努めています。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】

これまでと同様、保育園における定員の弾力化や保育士確保に努めていくことをはじめ、更なる子育て支援の拡充を図るため、令和5年4月の開所（園）に向け、新たな認可保育所の整備について準備を進めていきます。

【学童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

令和3年度に待機児童が発生している南放課後児童クラブについては、令和3年度中に移転改築を図り定員数の拡大を予定しております。

なお、適正規模にするためクラブを分離・分割するには、予算の確保だけでなく人的

な配置や施設の拡張など様々な課題を解決する必要があります。また、少子化による児童の減少に伴い、放課後児童クラブを利用する児童の今後の動向など注視する必要もあります。今後においても適正規模に近づけられるよう努力していきたいと考えています。

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で41市町(63市町村中65.1%)、「キャリアアップ事業」で32市町(同50.8%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】

「処遇改善等事業」については、従前から申請し受領しております。また、「キャリアアップ処遇改善事業」については、令和3年度から運営を指定管理者に委託しているため、研修及び処遇改善について、協議していきたいと考えています。

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」(※「県ガイドライン」)立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】

県の単独事業によるため、杉戸町での対応は出来ませんが要望したいと考えます。

【子ども医療費助成】

9. 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、埼玉県も制度を拡充し助成すべきであると考えています。

- (1) 通院及び入院の子ども医療費無料化を「18歳年度末」まで拡充してください。すでに実施している場合は、引きつづき継続してください。

【回答】

当町のこども医療費支給制度につきまして、令和3年6月現在で通院・入院ともに中学校修了までの児童を対象としています。

県内におきましても18歳年度末までの児童を対象にこども医療費の助成を行っている市町村が増えてきている状況は把握しておりますが、こども医療費制度の拡大につきましては、国や県の補助等もないため、町の財政負担が増加することから、財政状況を踏まえながら慎重に検討していきたいと考えております。

- (2) 国や県に対して、財政支援と制度の拡充を要請してください。

【回答】

埼玉県の補助制度では、未就学児が対象となっており、小学生、中学生のこども医療費については、町の単独経費となっております。こども医療費については、毎年、補助制度の拡大について埼玉県の町村会を通じて要望しているところです。今後につきましても、こども医療費の拡大について要望をしていきたいと考えています。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

厚労省ホームページで2020年度に「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明しています。具体的に扶養義務のこと、住むところがない人、持ち家がある人でも申請ができることなどを「ためらわずにご相談ください」と明記しています。市町村においても、分かりやすく申請者の立場にたってホームページやチラシを作成してください。

【回答】

生活に困窮している方から相談があった際には、相談内容に応じて、当町における県の総合相談窓口であるアサポート相談支援センター埼玉東部、庁内の関係各課及び生活保護の実施機関である埼玉県東部中央福祉事務所などの関係機関と連携し、困窮者の状況の把握や支援機関につなぐなどの対応を図っております。ホームページやチラシの作成については、生活保護の実施機関である埼玉県東部中央福祉事務所と連携して対応してまいります。

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は、義務ではないのですから行わないでください。

コロナ禍にあって、失業や倒産などから生活に困窮する方が激増しています。しかし、生活保護を利用する世帯は、必要としている世帯の2割程度にすぎません。その原因の一つには、「扶養照会」であると言って過言ではないでしょう。今国会での審議で田村厚労大臣は「扶養照会は義務ではない」と答弁しています。しかし、埼玉県内の福祉事務所ではDVなどの場合を除いて、申請者が望まない扶養照会が行われています。申請者が望まない扶養照会を行わないよう改善してください。

【回答】

当町は保護の実施機関ではないため、回答は控えさせていただきます。なお、当該内容につきましては、実施機関である埼玉県東部中央福祉事務所へ伝えてまいりたいと考えております。

3. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

福祉事務所としてもミスが起こる原因にもなっています。福祉事務所職員だけでなく利用者本人も点検できるよう、加算や稼働収入の収入認定枠を設けて、誰が見てもわかる内訳欄のある書式にしてください。

【回答】

当町は保護の実施機関ではないため、回答は控えさせていただきます。なお、当該内容につきましては、実施機関である埼玉県東部中央福祉事務所へ伝えてまいりたいと考えております。

4. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください。

生活保護利用者の立場にたった対応ができるように、十分な研修や人権侵害や制度の不勉強によって利用者が不利益となるようなことがないようにしてください。

また、社会福祉主事の有資格者を採用してください。

【回答】

当町は生活保護の実施機関ではないため、回答は控えさせていただきます。なお、当該内容につきましては、実施機関である埼玉県東部中央福祉事務所へ伝えてまいりたいと考えております。

5. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

コロナ禍にあつて、社宅を退去させられるなどの事態が増えています。福祉事務所では、このような人達を無料低額宿泊所にあつせんする場合があります。しかし、本人が希望しない場合や居宅での自立した生活が可能な場合は、無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

【回答】

当町は生活保護の実施機関ではないため、回答は控えさせていただきます。なお、当該内容につきましては、実施機関である埼玉県東部中央福祉事務所へ伝えてまいりたいと考えております。

6. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】

当町の生活に困窮した人のための総合相談窓口については、埼玉県が設置し、自立に向けた支援を行っております。そのため、当課では、庁内の各担当課や、杉戸町社会福祉協議会、また民生委員・児童委員などから、生活困窮者に関する情報が寄せられた場合には、相談内容に応じて、当町の総合相談窓口である埼玉県のアスポート相談支援センター埼玉東部や庁内の関係各課並びに生活保護の実施機関である埼玉県東部中央福祉事務所などの関係機関と連携し、困窮者の状況の把握や支援機関につなぐなど、個々の状況に応じた対応に努めております。

以上